

1	関西広域連合規約改正 新旧対照表	1
2	第17回関西広域連合委員会（平成24年3月3日）配布資料	
	（1）国の出先機関改革における四国知事会としての 今後の対応について 徳島県提出資料	11
	（2）広域インフラ関連資料	
	①北陸新幹線（敦賀以西）ルート提案に係る基本方針（案）	15
	②新名神高速道路全線早期整備に関する緊急要望（案）	16
3	公設試験研究機関における機器等利用料の取扱いについて	18
	（商工労働部）	

現行(変更許可後規約)	改正案
<p>関西広域連合規約(平成22年総行市第250号)</p> <p>(広域連合の名称)</p> <p>第1条 この広域連合は、関西広域連合(以下「広域連合」という。)という。</p> <p>(広域連合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県(以下「構成団体」という。)をもって組織する。</p> <p>(広域連合の区域)</p> <p>第3条 広域連合の区域は、構成団体の区域とする。</p> <p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 広域(構成団体である2以上の府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。)にわたる防災、観光及び文化の振興、産業の振興、医療の確保、探検の保全等に関する計画並びに広域連合の区域内における地域の振興に関する計画(第6条に規定する広域計画を除く。)の策定及び実施に関する事務</p> <p>(2) 広域にわたる防災に関する事務(感染症のまん延その他自然災害以外の緊急事態に関する事務を含む。)のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下本号において「法」という。)第48条第1項に規定する防災訓練に関する事務</p> <p>イ 法第49条に規定する防災に必要な物資及び資材の備蓄に関する事務</p> <p>ウ 災害が発生した場合における防災に係る事務の実施に対する支援及び調整に関する事務</p> <p>エ 防災に資するための人材の育成に関する事務</p> <p>オ 感染症のまん延その他自然災害以外の緊急事態に係る構成団体間の連携及び調整に関する事務</p> <p>カ 防災に係る調査研究に関する事務</p> <p>(3) 観光及び文化の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 運送案内士法(昭和24年法律第210号)に規定する運送案内士に係る登録等に関する事務のうち、同法第19条から第27条まで及び第32条(第1項を除く。)から第34条までに規定する事務</p>	<p>関西広域連合規約(平成22年総行市第250号)</p> <p>(広域連合の名称)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(広域連合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県(以下「構成団体」という。)並びに大阪市及び堺市(以下「構成指定都市」という。以下「構成府県」とあわせて「構成団体」と総称する。)をもって組織する。</p> <p>(広域連合の区域)</p> <p>第3条 広域連合の区域は、構成府県の区域とする。</p> <p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条</p> <p>(1) 広域(2以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。)にわたる防災、観光及び文化の振興、産業の振興、医療の確保、探検の保全等に関する計画並びに広域連合の区域内における地域の振興に関する計画(第6条に規定する広域計画を除く。)の策定及び実施に関する事務</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>

改正案

現行(変更許可後規約)

<p>イ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号。以下本号において「法」という。)に規定する外客来訪促進計画に関する事務のうち、次に掲げるもの。</p> <p>(7) 法第4条(第3項を除く。)に規定する外客来訪促進計画の策定及び実施に関する事務</p> <p>(4) 法第4条第1項第3号に規定する観光経路の設定に関する事務</p> <p>ウ 法に規定する地域限定通設案内士に係る試験及び登録に関する事務のうち、法第14条(第1項を除く。)から第20条まで(法第24条で準用する場合を含む。)に規定する事務</p> <p>エ 観光旅客の来訪を促進する事業に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>オ 観光に係る統計調査の研究に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>カ 観光に係る案内表示の基準の統一に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>(4) 広域にわたる産業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 産業に係る情報の共有、研究開発等における構成団体間の連携に関する事務</p> <p>イ 構成団体が設置した技術支援機関の連携に関する事務</p> <p>ウ 地域産業資源を活用した新商品、役務の提供等の紹介及び宣伝に関する事務</p> <p>エ 新たな事業分野の開拓を図る者に対する支援に関する事務</p> <p>(5) 医療の確保に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 救急医療用ヘリコプター(救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103号。以下本号において「法」という。)第2条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。以下同じ。)に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(7) 法第6条に規定する関係者の連携に関する事務</p> <p>(4) 法第8条第1項に規定する補助に関する事務</p> <p>(9) 救急医療用ヘリコプターの運航に関する事務(7)及び(4)に掲げるものを除く。)で広域にわたるもの</p> <p>イ 救急医療用ヘリコプターの配置及び運航区域の設定に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>ウ 医療に係る構成団体間の連携に係る調査研究及び実施に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>(6) 広域にわたる環境の保全に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 温室効果ガス(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。)の排出の総量の削減に関する事務</p> <p>イ 野生鳥獣の保護及び管理に関する事務</p> <p>(7) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に規定する准看護師、調理師法(昭和33年法律第147号)に規定する調理師及び製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 保健師助産師看護師法第8条、第9条、第11条、第12条第4項及び第5項、第13条第2項、第14条(第1項を除く。)、第15条第2項及び第16項から第18項まで、第15条の2第2項、第</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>
---	---

現行(変更許可後規約)

4 項及び第5項、第18条、第22条第4号並びに第25条に規定する事務
 イ 調理師法第3条第1項、第3条の2(第3項及び第4項を除く。)、第4条から第5条の2(第3項を除く。)まで及び第6条に規定する事務
 ウ 製菓衛生師法第3条、第4条第1項及び第2項並びに第5条の2から第8条までに規定する事務
 (8) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第39条の規定に基づき研修のうち、広域的な見地から構成団体の職員に対し合同して行う研修の実施に関する事務
 (9) 前各号に掲げる事務のほか、広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画及び調整に関する事務
 2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号(同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。)、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあつては、鳥取県に係るものを除くものとする。

3 広域連合は、第1項各号に掲げる事務のほか、国の行政機関の長の権限に属する事務のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の2第1項の規定に基づき、広域連合が処理することとされる事務(広域連合の区域外の事務であつて、法令の定めるところにより広域連合が処理することとされるものを含む。)を処理する。

(事務の追加)

第5条 広域連合は、前条第1項各号に掲げる事務のほか、構成団体の事務のうち、広域にわたり処理することが適当であると認められるものについて、構成団体の議会の議決を経て必要な規約の変更を行い、追加して処理するものとする。
 2 広域連合は、前条第3項に規定する事務を処理しようとするときは、あらかじめ構成団体と協議を行うものとし、当該事務を処理することとされたときは、必要な規約の変更を行うものとする。
 3 広域連合は、地方自治法第291条の2第4項の規定に基づき国の行政機関の長に対し当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を広域連合が処理するよう要請する場合にあつては、あらかじめ構成団体と協議を行うものとする。

(広域連合が作成する広域計画の項目)

第6条 広域連合が作成する広域計画(地方自治法第284条第3項に規定する広域計画をいう。以下同じ。)には、次に掲げる項目について記載するものとする。

- (1) 第4条第1項各号及び第3項並びに前条第1項に規定する事務の処理に関連して広域連合及び構成団体が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(8) (略)
 (9) (略)
 2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号(同項第2号及び第6号から第8号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。)、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあつては鳥取県に係るものを、同項第3号(アからウまでに係る事務に限る。)、第5号(ア及びイに係る事務に限る。))及び第7号に掲げる事務にあつては構成指定都市に係るものを除くものとする。

3 (略)

(事務の追加)

第5条 (略)

2 (略)

3 (略)

(広域連合が作成する広域計画の項目)

第6条 (略)

(1) (略)

(2) (略)

現行(変更許可後規約)	改正案
<p>(広域連合の事務所) 第7条 広域連合の主たる事務所は、大阪市内に置く。</p>	<p>(広域連合の事務所) 第7条 (略)</p>
<p>(広域連合の議会の定数) 第8条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、20人とする。</p>	<p>(広域連合の議会の定数) 第8条 (略)</p>
<p>(広域連合議員の選挙の方法) 第9条 広域連合議員は、構成団体の議会の議員のうちから、構成団体の議会において選挙する。</p>	<p>(広域連合議員の選挙の方法) 第9条 (略)</p>
<p>2 前項の規定により構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、それぞれの構成団体に ついて1人に、次の各号に掲げる構成団体の区分に応じ、当該各号に定める人数を加えた人数とす る。 (1) 人口(地方自治法第254条に規定する人口をいう。以下本項において同じ。)250万未満の構成 団体 1人 (2) 人口250万以上500万未満の構成団体 2人 (3) 人口500万以上750万未満の構成団体 3人 (4) 人口750万以上の構成団体 4人</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 前2項の議会における選挙については、地方自治法第118条の規定の列による。</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(広域連合議員の任期) 第10条 広域連合議員の任期は、構成団体の議会の議員としての任期による。ただし、後任者が就任 する時まで在任する。</p>	<p>(広域連合議員の任期) 第10条 (略)</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、広域連合議員が、構成団体の議会の議員でなくなったときは、同時に その職を失う。</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に次員が生じたときは、前条の規定により 、速やかに選挙しなければならない。</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(広域連合の議会の議長及び副議長) 第11条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない い。</p>	<p>(広域連合の議会の議長及び副議長) 第11条 (略)</p>
<p>2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(広域連合の執行機関の組織) 第12条 広域連合に、広域連合議長及び副広域連合議長1人を置く。</p>	<p>(広域連合の執行機関の組織) 第12条 (略)</p>
<p>2 広域連合議長に事故があるとき又は広域連合議長が欠けたときは、副広域連合議長がその職務を代理する。</p>	<p>2 (略)</p>

現行(変更許可後規約)

<p>3 広域連合長は、第15条第1項に規定する広域連合委員会の委員にその事務の一部を分掌させることができる。</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(広域連合の執行機関の選任の方法) 第13条 広域連合長は、構成団体の長のうちから、構成団体の長が投票により選挙する。 2 広域連合長が欠けたときは、前項の規定により、速やかに選挙しなければならない。 3 副広域連合長は、広域連合長が広域連合長以外の構成団体の長のうちから選任する。</p>	<p>(広域連合の執行機関の選任の方法) 第13条 (略) 2 (略) 3 (略)</p>
<p>(広域連合の執行機関の任期) 第14条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、2年とする。 2 広域連合長及び副広域連合長が構成団体の長でなくなるときは、同時にその職を失う。</p>	<p>(広域連合の執行機関の任期) 第14条 (略) 2 (略)</p>
<p>(広域連合委員会の設置等) 第15条 広域連合の運営に当たって必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、広域連合に構成団体の長を委員とする合議機関として関西広域連合委員会(以下「広域連合委員会」という。)を置く。</p>	<p>(広域連合委員会の設置等) 第15条 (略)</p>
<p>2 広域連合長は、広域連合の施策に係る重要事項に関する基本方針及び処理方針について広域連合委員会に諮るものとする。</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 広域連合委員会の委員の任期は、当該構成団体の長としての任期による。</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 広域連合委員会に委員長を置き、広域連合長をもって充てる。</p>	<p>4 (略)</p>
<p>5 広域連合委員会に副委員長を置き、副広域連合長をもって充てる。</p>	<p>5 (略)</p>
<p>6 委員長は、広域連合委員会を代表し、職務その他の会務を総理する。</p>	<p>6 (略)</p>
<p>7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に専断があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>	<p>7 (略)</p>
<p>8 広域連合長は、広域連合に関する事務を効果的に推進するため、広域連合と密接な連携を図ることが必要と認める地方公共団体(以下「連携団体」という。)の長を、協議の上、指定し、広域連合委員会へ出席を求め、その意見を聴取することができる。また、連携団体の長は、委員長の承認を得て、広域連合委員会に出席し、意見を述べることができる。</p>	<p>8 (略)</p>
<p>9 広域連合長は、広域連合委員会の意見に基づき、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>9 (略)</p>
<p>(広域連合協議会の設置) 第16条 広域連合に、広域にわたる課題その他必要な事項について幅広く意見を聴取するため、地方自治法第292条において準用する同法第138条の4第3項に規定する附属機関として、関西広域連合協議会を置く。</p>	<p>(広域連合協議会の設置) 第16条 (略)</p>

現行 (変更許可後規約)

改正案

<p>(選挙管理委員会)</p> <p>第17条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。</p> <p>2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもって組織する。</p> <p>3 選挙管理委員は、構成団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものうちから、広域連合の議会において選挙する。</p> <p>4 選挙管理委員の任期は、4年とする。</p> <p>(監査委員)</p> <p>第18条 広域連合に、監査委員2人を置く。</p> <p>2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。</p> <p>3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者において4年とし、広域連合議員のうちから選任されるものにおいては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。</p> <p>(補助職員)</p> <p>第19条 第12条に定める者のほか、広域連合に会計管理者その他の必要な職員を置く。</p>	<p>(選挙管理委員会)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(監査委員)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(補助職員)</p> <p>第19条 (略)</p>
<p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第20条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1) 構成団体の負担金</p> <p>(2) 事業収入</p> <p>(3) 前2号に掲げる収入以外の収入</p> <p>2 前項第1号に掲げる負担金の額は、別表により広域連合の予算において定めるものとし、別表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の中欄に定める負担する構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める負担割合により按分する。(後段追加)</p>	<p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる負担金の額は、別表により広域連合の予算において定めるものとし、別表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の中欄に定める負担する構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める負担割合により按分する。この場合において、同表の中欄に構成指定都市が含まれる同表の左欄に掲げる経費(第4条第1項第8号に規定する経費を除く。)に係る各構成団体の負担金の額を、人口割、宿泊施設数割又は事業所数割(以下「人口割等」という。)により算出するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところにより算出する。</p> <p>(1) 構成指定都市の負担金 当該構成指定都市に係る人口、宿泊施設数又は事業所数(以下「人口等」という。)の2分の1に相当する数の別表の中欄に掲げる構成府県に係る人口等の合計に対応して、当該経費の総額から按分して算出すること。</p>

関西広域連合規約新旧対照表(指定都市参加)

現行(変更許可後規約)

改正案

3 第4条第2項の規定の適用を受ける構成団体にについては、前項及び別表の規定にかかわらず、その負担金の額を減額することができる。この場合における負担金の額の算出の方法については、別に定める。

4 第1項第2号及び第3号に掲げる収入のうち、構成団体の負担すべき金額に充てるべき収入がある場合の構成団体の負担金の額は、前2項及び別表の規定にかかわらず、当該収入を第1項第1号に掲げる負担金の一部とみなして、前2項又は別表により算出した金額から当該収入の金額を控除して得た額とする。

(2) 構成府県の負担金 当該経費の総額から前号の規定により算出した各構成指定都市の負担金の額を控除した額を、構成府県の人口割等により按分することにより算出すること。

3 (略)

4 (略)

(規則への委任)

第21条 (略)

附 則 (略)

(施行期日)

1 (略)

2 (略)

(検討)

1 この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

(検討)

2 第4条第3項又は第5条第1項の規定により事務を処理しようとする場合であって、当該事務の処理により、住民の生活に大幅な影響を及ぼし、又は広域連合の体制を強化する必要があると認められるときは、広域連合の議会の構成、執行機関の組織、経費の支弁の方法等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(広域連合の処理する事務に係る経過措置)

3 広域連合長が定める日までの間に於ける第4条第1項第3号ア、第5号ア及び第7号に規定する事務は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に関する事務の準備行為とする。

4 広域連合長が定める日までの間に於ける第4条第1項第5号アに規定する事務は、同号アの規定にかかわらず、京都府、兵庫県及び鳥取県の区域において運輸されるものに限るものとする。

(項追加)

(広域連合の処理する事務に係る経過措置)

3 (略)

4 (略)

(広域連合議員の定数等に係る経過措置)

5 広域連合議員の定数及び選挙の方法については、第8条及び第9条第2項にかかわらず、国出先機関対策の動向を踏まえた本格見直しを行うまでの間に限り、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 広域連合議員の定数は、次号の規定による人数を合算した人数とする。

(2) 構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、次のとおりとする。

ア 指定都市(地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。)を包括する構成府県 第9条第2項の規定による人数

関西広域連合規約新旧対照表(指定都市参加)

現行(変更許可後規約)	改正案
<p>(項追加)</p> <p>(負担金の徴収に係る経過措置)</p> <p>5 平成22年度における第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出についての同条第2項及び別表の適用については、同表(備考を除く。)中「受贈者数割」とあるのは、「均等割」とする。</p> <p>6 広域連合長が定める日までの間における第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出について同条第2項及び別表の適用については、同表備考2中「提出した者の住所のある構成団体ごとの総数」とあるのは、「構成団体に提出した者の総数」とする。ただし、これにより難い場合は、別に広域連合長の定めるところによる。</p> <p>附 則 (平成24年総行市第1号・一部改正)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>(負担金の徴収に係る経過措置)</p> <p>2 平成24年度における構成団体の負担金の額の算出に係る改正後の関西広域連合規約別表の適用については、同表総務費の部第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費の項及び事業費の部第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費の項中「受贈者数割」とあるのは、「受贈者数割を基本とし広域連合長が別に定める負担割合」とする。</p> <p>附 則 (新規)</p> <p>この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。</p>	<p>イ アに規定する構成府県以外の構成府県 第9条第2項の規定による人数に1人を加えた人数</p> <p>ウ 構成指定都市 第9条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数 (負担金の徴収に係る経過措置)</p> <p>6 年度途中で構成団体となった場合の第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出については、月割によるものとする。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(負担金の徴収に係る経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 (新規)</p> <p>この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。</p>

関西広域連合規約新旧対照表(指定都市参加)

現行(変更許可後規約)

別表(第20条関係)	経費の区分	負担する構成団体	負担割合
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	均等割 10分の10
企画調整費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受談者数割 10分の10
事業費	第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	均等割(これにより難い事務に係る経費にあっては、広域連合長が別に定める負担割合) 10分の10
事業費	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合
事業費	第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	人口割 10分の10
事業費	第4条第1項第3号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5
事業費	(追加) 第4条第1項第3号エからカまでに規定する事務に係る経費	(追加) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪府及び堺市	宿泊施設数割 10分の5
事業費	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5
事業費	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	京都府、兵庫県及び鳥取県	人口割 10分の5
事業費	第4条第1項第5号イ及びウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
事業費	(追加) 第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	(追加) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪府及び堺市	(追加)
事業費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受談者数割 10分の10
事業費	第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	受談者数割 10分の10

改正案

別表(第20条関係)	経費の区分	負担する構成団体	負担割合
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪府及び堺市	均等割 10分の10
企画調整費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受談者数割 10分の10
事業費	第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪府及び堺市	均等割(これにより難い事務に係る経費にあっては、広域連合長が別に定める負担割合) 10分の10
事業費	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合
事業費	第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、大阪府及び堺市	人口割 10分の10
事業費	第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5
事業費	第4条第1項第3号エからカまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪府及び堺市	人口割 10分の5
事業費	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪府及び堺市	人口割 10分の5
事業費	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	京都府、兵庫県及び鳥取県	人口割 10分の5
事業費	第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
事業費	第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪府及び堺市	人口割 10分の10
事業費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受談者数割 10分の10
事業費	第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、大阪府及び堺市	受談者数割 10分の10

現行(変更許可後規約)

改正案

備考

備考

- 1 この表において「均等割」とは、構成団体の数の割合をいう。
- 2 この表において「受診者数割」とは、当該年度前の3箇年度においてそれぞれの試験に係る受験願書(これに相当するものを含む。)を提出した者の住所のある構成団体ごとの総数の割合をいう。
- 3 この表において「人口割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の人口(第4条第1項第5号アに規定する事務に係るものは、構成団体の区域のうち救急医療用ヘリコプターが運航される区域であって別に定めるものに係る当該年の4月1日現在における構成団体の人口に相当する人口として官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づいて算出した人口)の割合をいう。
- 4 この表において「宿泊施設数割」とは、統計法(平成19年法律第53号)附則第12条の規定により同法第19条第1項の承認を受けた一般統計調査とみなされる宿泊旅行統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の宿泊施設の総数の割合をいう。
- 5 この表において「事業所数割」とは、統計法第2条第4項に規定する基幹統計である工業統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の従業員10人以上の事業所の総数の割合をいう。
- 6 この表において「利用実数割」とは、当該年度において構成団体が救急医療用ヘリコプターを利用した回数割の割合をいう。
- 7 この表において「受講者数割」とは、当該年度において研修を受けた構成団体の職員数の割合をいう。

- 1 この表において「均等割」とは、構成団体の数の割合をいう。
- 2 この表において「受診者数割」とは、当該年度前の3箇年度においてそれぞれの試験に係る受験願書(これに相当するものを含む。)を提出した者の住所のある構成団体ごとの総数の割合をいう。
- 3 この表において「人口割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の人口(第4条第1項第5号アに規定する事務に係るものは、構成団体の区域のうち救急医療用ヘリコプターが運航される区域であって別に定めるものに係る当該年の4月1日現在における構成団体の人口に相当する人口として官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づいて算出した人口)の割合をいう。
- 4 この表において「宿泊施設数割」とは、統計法(平成19年法律第53号)附則第12条の規定により同法第19条第1項の承認を受けた一般統計調査とみなされる宿泊旅行統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の宿泊施設の総数の割合をいう。
- 5 この表において「事業所数割」とは、統計法第2条第4項に規定する基幹統計である工業統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の従業員10人以上の事業所の総数の割合をいう。
- 6 この表において「利用実数割」とは、当該年度において構成団体が救急医療用ヘリコプターを利用した回数割の割合をいう。
- 7 この表において「受講者数割」とは、当該年度において研修を受けた構成団体の職員数の割合をいう。

国の出先機関改革における四国知事会としての今後の対応について

24.2.4 臨時四国知事会議 4県知事合意事項

1. これまでの検討経緯

- 国の出先機関のブロック単位の地方移管に向けた議論が進展する中、平成22年度の四国知事会議において、高知県知事から、広域的な受け皿のあり方などについて検討を行う「事務レベルの検討会議の設置」を提案。以降、「四国4県広域連携部長会議」において、国の議論の動向に留意しながら、移管業務や受入体制のあり方などについて検討を重ねてきた。

2. 今後の対応について【合意事項】

- 国において現在、出先機関の原則廃止に向けて、具体的な制度設計を進め必要な法案の今国会提出に向けた作業が本格化していることを受けて、これまでの検討状況も踏まえ、四国知事会として今後どのような対応を図っていくのか協議を行うため、2月4日に臨時の四国知事会議を開催した結果、以下の方針に基づき、今後4県が一致して取り組みを進めていくことについて合意をした。
- 今後は、まずは各県の2月議会において今回の合意事項の趣旨等を説明し、理解を得たうえで、国に対して正式な意思表示を行っていく。

改革に取り組む基本姿勢

四国にとって効果的なものから、スピード感を持って取り組む。

(1) 移管対象機関

まずは、各県の産業振興施策との総合化により効果的な政策展開が可能となる、「四国経済産業局」の丸ごと移管を求める。

なお、第二段階として、「中国四国地方環境事務所」や「中国四国農政局」の移管について、中国地方知事会との十分な連携を前提に、併せて検討を進めていく。

(2) 受入体制

国が新たに法整備を行う特例制度に則った四国広域連合（仮称）を、出先機関の受け皿として四国4県で設立する。

(3) 移管を目指す時期

移管の第一弾に手を挙げている関西広域連合や九州地方知事会と同時期である平成26年度中の受け入れを目指して取り組む。

(4) 広域連合への持ち寄り事務

経済産業局の関連業務のほか、広域的に連携し実施することが効果的な四国における共通課題について、持ち寄り事務を検討していく。

臨時四国知事会議（H24. 2. 4）の議事録（抜粋）

知事会議

（飯泉徳島県知事）

- ・国が定めた方向性に、四国4県がスピード感を持って対応するのが一番。
- ・まず第1弾として、経済危機に対応すべく所管区域も一致する「四国経済産業局」。
第2弾として、中国地方との調整が必要ではあるが、第一次産業が盛んな四国4県であることから「中国四国農政局」と高知のジオパークも関連する「中国四国地方環境事務所」を議論に挙げてはどうか。
- ・広域事務として、「四国経済産業局に係わる事務」と今まで4県で取り組んできた「野生鳥獣害対策」「海外向け販路開拓」「高速交通体系」を検討してはどうか。

記者会見

Q 知事会議を終えて、各県知事の所感を伺いたい。

A（飯泉徳島県知事）

- ・関西広域連合に次ぎ、地方主権改革を四国から進めていく姿勢を四国から発信できることは非常に意義がある。

Q 防災・医療などを持ち寄る場合、関西広域連合と重複するのではないか。

A（飯泉徳島県知事）

- ・四国の中でも広域防災・医療を考える必要がある。
また、関西広域連合とはエリアが違う。
決して齟齬をきたすものでないと思う。

Q 地方整備局の移管については、慎重か。反対か。

A（飯泉徳島県知事）

- ・四国は他ブロックより社会資本整備の整備が遅れており、全国並みの整備水準を国の責務でやるべき。
また、三連動地震に対する防災・減災に関する部分も同様。
まずは国でしっかりと対応していただきたい。

Q 関西広域連合との関係は、どうなるのか。

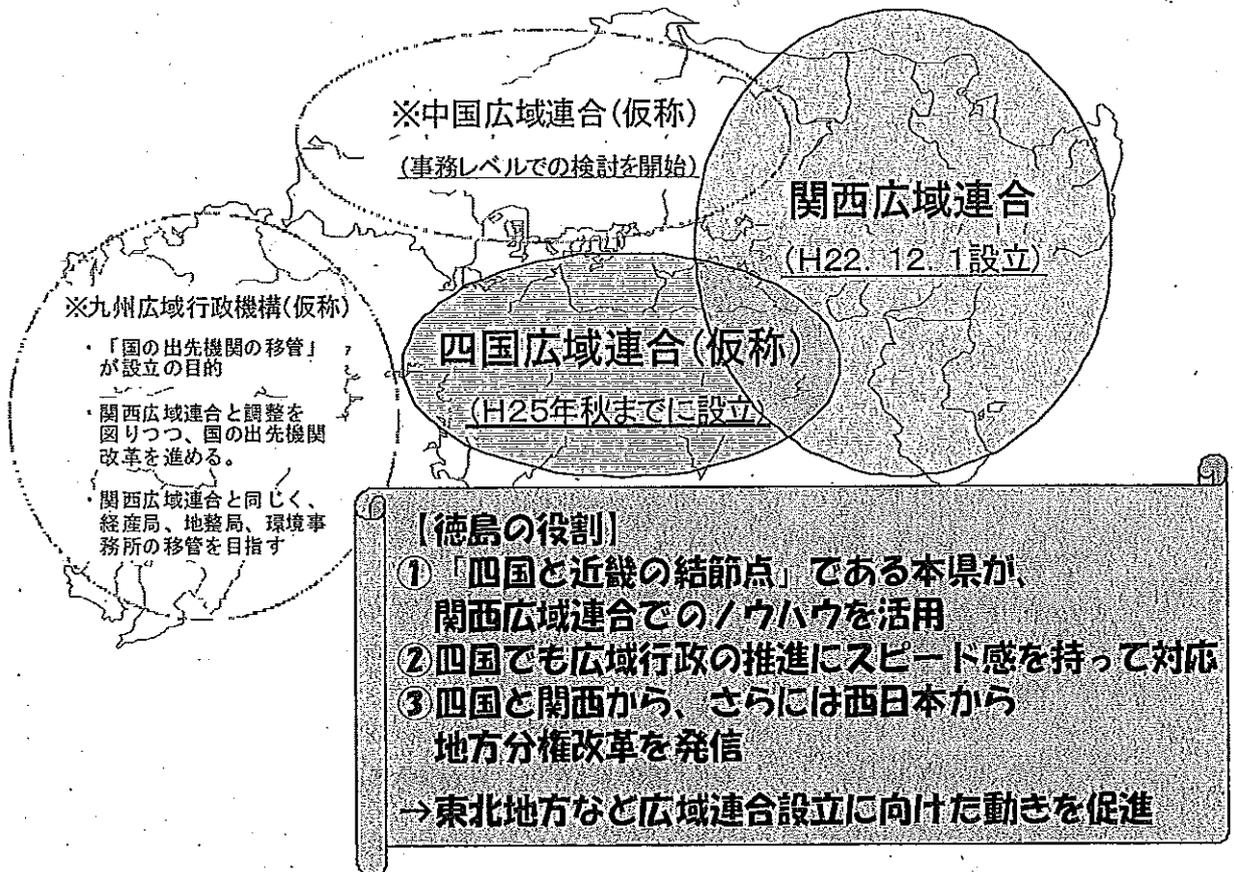
A（飯泉徳島県知事）

- ・関西広域連合と四国広域連合の設立の方向性が出され、四国と近畿の結節点である徳島の役割を果たしていけると考える。
- ・国の出先機関を現行の所管区域で移管するという、国の動きに合わせて、間髪入れず四国で動くことができた。

(参考) 広域連合の概要

	関西広域連合	四国広域連合(仮称)
設立時期	平成22年12月1日	遅くとも平成25年秋までの設立を目指す
構成団体	滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、兵庫県、鳥取県、 徳島県	徳島県 、香川県、愛媛県、高知県
目的	<p>①府県域を越える広域課題に取り組み、地方分権の突破口に！</p> <p>①広域防災 ②広域観光・文化振興 ③広域産業振興 ④広域医療 ⑤広域環境保全 ⑥資格試験・免許等 ⑦広域職員研修</p> <p>※広域行政の枠組みを用意し、内容を充実していく方法</p> <p>②出先機関の受け皿に</p> <p>【当初検討対象とした5機関】 経産局、地整局、環境事務所、農政局、運輸局</p> <p>↓ 九州との調整により、3機関の移管を国に対し求める</p> <p>経産局、地整局、環境事務所</p>	<p>①出先機関の受け皿に</p> <p>・第1段階：四国経済産業局 ・第2段階：中国四国農政局、中国四国地方環境事務所</p> <p>②四国で共有する喫緊の課題への対応</p> <p>①野生鳥獣害対策 ②四国八十八箇所霊場と遍路道の世界遺産登録に向けた取組み ③中国をはじめ、東アジア諸国への輸出振興 など</p>

Ⅲ 西日本から広域行政の推進をリード



平成24年3月3日
関西広域連合

北陸新幹線(敦賀以西)ルート提案に係る基本方針(案)

北陸新幹線(敦賀以西)ルートについて、関西広域連合は、部会を設置し、費用便益分析、経済効果や課題等について鋭意検討を進めているところであるが、その検討に当たっては、以下の基本方針に基づいて行うことに、広域連合の各構成員は合意する。

1. 広域連合の各構成員は、北陸新幹線が災害時の東海道新幹線の代替機能を果たすとともに、北陸圏および北関東・信越圏と関西圏を結ぶ国土政策として、極めて重要で早急な整備が必要な事業であることを共有し、関西全体の利益を考慮する。そのため、ルート提案にあたっては、開業までの期間、費用対効果(時間短縮効果をはじめとする利用者便益/建設・事業コスト等)、開業による波及効果などを主たる評価基準とし、総合的に判断する。

2. 広域連合の各構成員は、地元の意見を踏まえ、ルート提案に伴って発生する並行在来線の問題等、様々な地域課題やコスト負担のあり方について、関西全体で解決を図る。

3. 広域連合の各構成員は、部会での検討結果及び議会(連合議会・各府県議会)の意見を踏まえ、平成24年度末を目指して、全構成員の同意をもって、広域連合としてのルート提案に向けた結論を出す。

新名神高速道路全線早期整備に関する緊急要望（案）

新名神高速道路は西日本と東日本を結び、日本の産業・文化・社会経済活動を大きく支え、更には国際競争力のある広域的な地域経済圏を構築する新たな国土軸である。

また、東日本大震災を受け、高速道路のダブルネットワークの必要性が再認識されたところであり、国土のリダンダンシーの確保を図るためミッシングリンクである新名神高速道路の早期全線整備を強く求める。

一、「着工見送り区間」とされている「大津～城陽」、「八幡～高槻」間について早期に着工判断すること。

一、事業中である「城陽～八幡」、「高槻～神戸」間について、整備促進を図ること。

平成24年3月

関西広域連合
連合長
副連合長
委員
委員
委員
委員
委員

兵庫県知事
和歌山県知事
滋賀県知事
京都府知事
大阪府知事
鳥取県知事
徳島県知事

井戸敏三
仁坂吉伸
嘉田由紀子
山田啓二
松井一郎
平井伸治
飯泉嘉門

関西広域連合

「公設試験研究機関における機器等利用料の取扱い」について

1 趣旨及び概要

関西広域連合においては、工業系の公設試験研究機関（公設試）について、広域連合府県内企業の利便性向上を図るとともに、施設・設備の効率的・効果的な運用を図るため、機器等利用料について、自府県企業と同一料金を適用する。

これにより、現在、他府県企業に割増料金を設定している4府県（滋賀・京都・和歌山・徳島）においては、広域連合府県内企業の利用に限り、割増を解消する。

2 施行日

平成24年4月1日

3 徳島県の対応

「徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例」第9条第4項の規定に基づき、使用料及び手数料の割増料金分を減額する。

※第9条第4項

「知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。」

（ 参 考 ）

「府県外企業」に対する利用料の割増状況（現状）

滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	徳島県
2倍	1.5倍	なし	なし	1.2倍	2倍